

広島県保育所の現状および



組織・研究機関の現況と問題点

小川芳顕

一、保育所の現状と組織活動のあらまし

このたび「幼児の教育」の請いに応じて、広島県における保育事業の現況を少し紹介してみたいと思う。

広島県は戦前より中国地方でも特に教育県として知られている。それは広島に、数少ない高等師範、広島県師範、三原に女子師範があつて、その名は天下に馳せられたものだからである。したがつて、幼児教育についても岡山の吉備保育にならんで吉備保育として、理論においても確固たる地歩を築いていた。

以上のごとき素地を持って、昭和二十三年児童福祉法が制定せられ、現在の保育所制度が実現するや、当時百数十の保育所は昭和三十七年の現在では、公立三二四ヶ所、私立一三三ヶ所計四五七ヶ所にまでなり、そこに収容している児童の数も三二、二六五人となっている。幼稚園および無認可施設を含めると、全国有数の保育県と

言われるのも当然のことと思う。

ところで保育所の組織はどうかと言うと、戦前は幼稚園・保育所合同の「幼児保育研究会」を開催し、一本の組織に加盟していたが、戦後保育所制度ができ、昭和二十四年一月「広島県保育連盟」を保母中心に結成し、保育の研究に當つたが、諸般の事情から経営者も加えていくのが妥当ではないかとの話し合いがなされた。たまたま園長の間でも、何らかの連絡機関を作つたらという声もあり、双方の話し合いがまとまり、保母の組織であつた保育連盟も経営者たる園長を含めて運営することに決定し、昭和二十六年四月、新たに公私立保育所従事者を含めた「広島県保育連盟」に改組した。その後さらに各郡市においても連絡を保ちながら運営をやつていかなければならないし、共同募金配分の関係もあり、逐次支部の連盟が結成されてきたので、三年後の昭和二十九年に広島県内各郡市独立の保育連盟となり、従来一本であつた「広島県保育連盟」は新たに

「広島県保育連盟連合会」になって今日に至っている。

つぎに保育研究の機関であるが、制度制定以後、保育所の設立も年を追ってその数は増大していったけれども、それを補う保母が私底の状態にあった。この養成も急を要する問題であったと同時に、従来の保母も、新しい保育所としての認識を得なければならぬので、各都市別に、あるいは県保育連盟自体として、また経営者主体、保母主体、あるいは合同で研究会を設けて保育の研修につとめた。

しかし、幼児保育の内容については幼稚園と変りないので、組織をあけて、当時の広島県幼稚園連合会（当時の主宰者広島大学教授池田勝人氏）とも計り、合同の研修会を持つこともしはしばあった。また中国五県では、年一回合同研修大会もあり、広島県を皮切りに取島、山口、島根、岡山と五年連続したが、その後は厚生省の意向もあって断えたまま今日に至っている。その他、県保育連盟として保育所保母養成の講習会を例年開催している。

また、広島県内を大きく三地区に分け、地区ごとに研究をし、それを土台として広島県の保育問題を積みあげている。

さらに広島県の保育を一層推進するために学者・行政官を中心にした保育推進委員会がある。行政より見た保育所の数、保育のあり方、保母の資質などについて問題のあるたびに研究し、助言をしている。そのメンバーの学者グループには各都市および県の保育研修

などに援助を受けていることは、他県に比して広島県の特徴と言える。

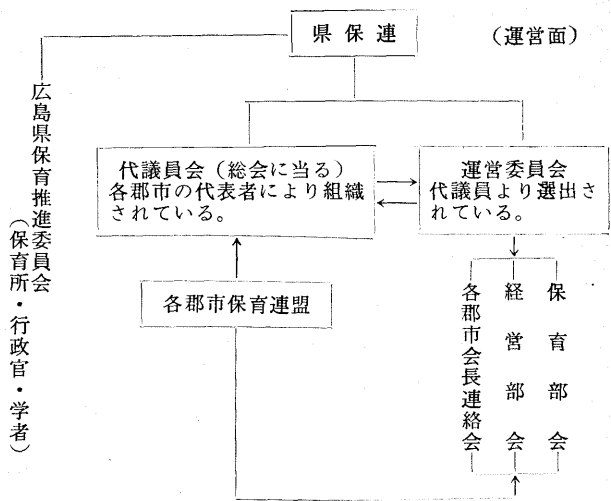
以上述べた広島県保育連盟連合会の組織運営を図示してみると次頁の図に示したとおりである。

二、保育所当面の諸問題について

以上述べたように保育所の現状は何一つ問題なく推進されているようであるが、現在、困難な幾多の問題を包蔵している。

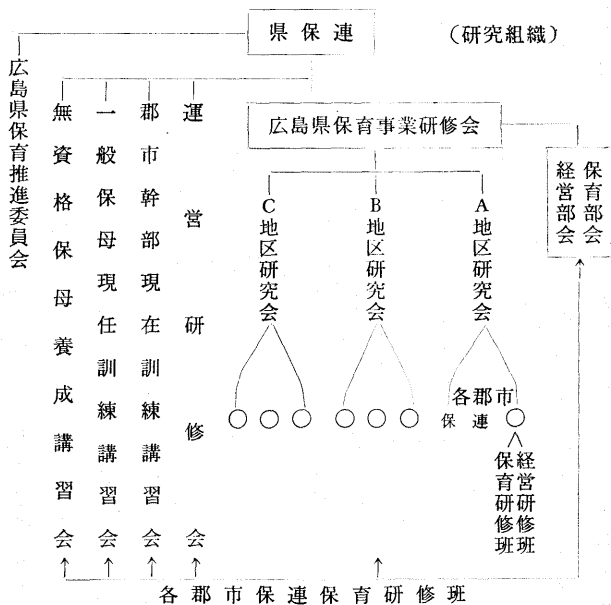
その第一は制度が制定されて以来幼児の保育に対する觀念が統一されていないことである。すなわち児童福祉法自体が生活保護法を基礎として作成されたもので、家庭にいるべき父母の労働疾病によって保育に欠ける児童を保育するのが保育所であるとしている。では保育に欠けるとはどのような状態をいうか。これをさきの父母の労働疾病という理由のみでは何か割り切れないものを感じる。もっと具体的には、昔の託児所式に考えて、ただ子どもを危険から守り最少限度の「しつけ」をすれば、それで「保育に欠けた児童」に対するすべてが終るのであろうか。と言って、厚生省より指示された「保育指針」なり「保育理論」を見れば、さきの児童の保護に加えて、積極的に教育の面（すなわち、遊びという表現をとって、音楽、リズム、絵画製作、言語、自然観察、社会）を充分にとり入れることも指示している。しかしながら、それに対する厚生省、大蔵省

などの意見がまちまちであって、確固たる指導理念に欠けている。このことは未端の出先機関である県と保育所の指導の一貫性のないことにも示されている。また一方幼児教育は、世界的にも人間形成にとって必要欠くべからざるものとなり、幼稚園・保育所の一本化が双方から真剣に考えられている（もちろん保育所側の考え方は幼稚



- 註Ⅰ 事務局（広島県民生労働部児童課内）専従職員 2名
- 註Ⅱ 年間予算（当初予算）140万円（内事業費86万円）
- 註Ⅲ 各郡市別保育連盟にはそれぞれ独立会費を徴収し、各種事業の運営に当たっている。

園側の考えていることは必ずしも一致したものではない）今日、行政庁と保育所側との意見の相違も困難なる問題の一つである。つきに保育所に入所する者の階層はたいへん広い巾をもっている。ちなみに広島県下の入所児童を階層別に見るとつぎのとおりである。



- 註Ⅰ 各郡市の研修会には県保連の推薦により保育推進委員がいく。

A階層（生活保護家庭）

七六六人

B階層（生活保護すれすれの母子家庭など）

九二六人

C₁階層（低所得階層で町民税も平均のみ納める家庭）

一一、三五六人

C₂階層（C₁よりやや所得のある家庭）

七、八二四人

C₃階層（C₂より自家固定資産などのある家庭）

一、三四三人

D階層（所得税を納める階層）

七、二四三人

計

二九、四五八人

私的契約児（一応保育に欠けたる者とする条件をそ

なえない家庭）

二、八〇〇人

となつてゐることもその運営を困難ならしめる条件の一つであらう。すなわち、幼稚園は一応生活水準においては、安定してゐると見てよからう。保育所においては、保育する場合保育することに加えて教育が入る。なおその上に年令が〇才から六才児という年令の中の広いことが保育していく上に最も困難となる。それでも年令ごとに組分けをすれば解決するではないかと言へるかも知れない。しかし保育所には最低基準と言ふものがあつて、乳児九人に一人、幼児（三才以上）三十人に一人の保育を置くとつており、保育する費用（保育単価一人を保育する費用）もこれによつて決定せられてゐるので、当然組分けにも無理を生じてくるのである。

またこのことは前にのべた各階層の保育料にも影響して、地区に

おいては納めるべき保育料の限界を越えて、かえつて保育に欠ける児童を街に放り出したり、未認可の保育所・幼稚園を生み出す原因にもなつてゐる。現に県内にはこのような施設が四九ヶ所も存在しているのを見ても明らかであらう。

つきに大きな問題となつてゐるのはは保育不足であらう。県下保育所には未だ多くの無資格保育をかかえてゐると同時に年々この傾向が一層強まりつつある。その理由は保育所における労働条件が悪く、労働過重になりがちなことであらう。もつとも法によつて原則一日八時間保育をし、なおかつ父母の労働条件にも支障のないようにするために、一日九時間・十時間の保育をしなければならぬし、その上夏冬の休みもない職場ということである。これだけならまだしも、身分の処遇格付など、他の職場に比して、非常に低位であることを見れば当然のことかもしれない。せつかく保育の資格をとつても、それは自分自身の将来を考へてのことであつて、現在は条件（給与を含めて）の良い他の職場に転じるか、永く勤めることをしないで、結婚へと踏み切つて行くことは仕方のない現実である。それは都市ならびにその近郊においては、層きびしい現実となつて現われている。

つきに広島県の公立保育所保育の給与平均額表（昭和三十・七現在）をあげてみると、次頁上の表の通りである。

ここに示されたように他に比して低位にある。参考として県下保

育所の保母資格の状況と年々資格取得者の状況を次に掲げる。

| 公私立 | 郡市別 | 平均給与 | 経験年数 | 平均年齢 | 員数 |
|-----|-----|----------|-------|--------|-------|
| 公立 | 市 | 16,913 円 | 年7.6月 | 才30.3月 | 402 人 |
| | 郡 | 11,866 | 6.0 | 30.2 | 563 |
| 私立 | 市 | 11,121 | 5.8 | 29.3 | 227 |
| | 郡 | 9,948 | 5.6 | 30.1 | 208 |
| 計 | 市 | 14,823 | 6.9 | 30.0 | 629 |
| | 郡 | 11,349 | 5.9 | 30.2 | 771 |
| 合計 | | 12,909 | 6.4 | 30.1 | 1,400 |

級地別に見た保母給与平均
 甲地区 14,054 円 乙地区 10,980 円
 丙地区 9,668 円

(イ) 保育所の保母の現況(昭和三七・七・一現在)は下表の通り
 (ロ) 保母の移動状況

このうち、保母の退職の状況は、勤務年数八ヶ年を限界として急速に減少しており、この八ヶ年間の一ヶ年平均退職人員は、一一九人である(未届を加算すればこれ以上の実数となるであろう)。したがって、少なくとも年間平均一一九人+α人の補充がぜひ必要である。保母養成の状況としては保母試験合格者が一一〇名〜一三〇名であるが、その一部はすでに施設に勤務している者もあるので、ざ

| 区分 | 施設数 | 職員定数 | 職員定数 A | 保母資格の有無 | | 資格者の比率 | |
|-----|-----|-------|-----------|---------|-----|--------|-----|
| | | | | 有 B | 無 C | B/A | C/A |
| 保育所 | 455 | 1,399 | 1,393 | 1,156 | 237 | 83% | 17% |

この比率はこわれんとしている。

つと六五%となり、六六名程度は不足しているという現状である。

以上の点からしても保母の処遇(格付けとともに)の改善は急を要する問題でもある。

そのほか、保育指針の確立、経営の正常化をはかるための財政基準の立て方、保育をして現下社会の要求に答えるためには、教育という面をどのように打ち出すのか、それにはもちろん幼稚園との関係をどのようにすべきかなど、幾多困難な問題を内包しながら、保育所は大きな曲り角に立っているというのが現状であろう。そしてそれをいかに克服してゆくかが、広島県保育連盟連合会に負荷された使明であり、その使命に向かって、全組織をあげて究明しているのが現状である。

以上、その意を得なかつたかとも思うが、我が広島県下の保育所の現状の一端を述べて私の責めを果たした次第である。

(広島県保育連盟連合会長)

× × ×